

保険薬局の皆さま

後発医薬品変更調剤等（医薬品調剤報告書）の報告について

平素より、院外処方の適正な運用にご協力いただきありがとうございます。

これまで当院におきましては、処方箋を応需した保険薬局より後発医薬品および一般名処方の変更調剤について紙媒体で報告をいただいております。

このたび、厚生労働省通知を参考として、以下のように対応を変更することといたしました。ご協力の程、よろしくお願いいたします。

【今後の対応について】

以下について 2025 年 6 月 1 日より保険薬局からの報告は不要とします。（電子カルテに文書取り込みは行いません）

- ・ 後発医薬品変更調剤報告
- ・ 一般名処方調剤報告

保険薬局様にはお願いがございます。処方薬を受け取りにいらした方には、必ずおくすり手帳の発行・記載を行い、医療機関へ持参するようにご指導をお願いいたします。

尚、ご不明な点がございましたら当院医事業務部医事課までご連絡ください。
今後ともよろしくお願い申し上げます。

（代表）TEL：0242-25-1515

参考：厚生労働省通知①②について

①変更調剤の報告

「処方箋に記載された医薬品の後発医薬品への変更について（平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号）」

保険薬局において、銘柄名処方に係る処方薬について後発医薬品（含量規格が異なるもの及び類似する別剤形のものを含む。）への変更調剤を行ったとき又は一般名処方に係る処方薬について調剤を行ったときは、調剤した薬剤の銘柄（含量規格が異なる後発医薬品を調剤した場合にあっては含量規格を、類似する別剤形の後発医薬品を調剤した場合にあっては剤形を含む。）等について、当該調剤に係る処方箋を発行した保険医療機関に情報提供すること。ただし、当該保険医療機関との間で、調剤した薬剤の銘柄等に係る情報提供の要否、方法、頻度等に関してあらかじめ合意が得られている場合は、当該合意に基づいた方法等により情報提供を行うことで差し支えない。

②一般名処方調剤報告について

「疑義解釈資料の送付について：その 2 （平成 24 年 4 月 20 日事務連絡）」

（問 43）カルテには、できるだけ詳しい情報を記載しておくことが望ましいと思うが、一般名を記載した処方箋を発行した場合に、実際に調剤された薬剤の銘柄等について保険薬局から情報提供があった際に、薬剤の銘柄等を改めてカルテに記載しなければならないのか。

（答）改めてカルテに記載する必要はない。発行した処方箋の内容がカルテに記載されていればよい。